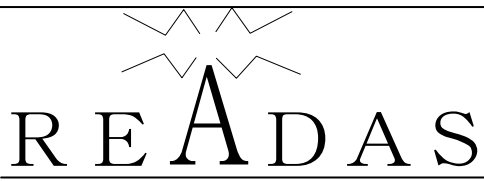


第 5806 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月29日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 「利益」と「所得金額」の違い

Q：決算上の「利益」と法人税の計算の基礎となる「所得金額」とはどうして一致しないのですか？

A：「利益」を求める会計上の収益・費用と、「所得金額」を求める税務上の益金・損金との範囲が違うからです。

【解説】

会社決算上の利益は、「収益」から「費用」を差し引いて求めます。これに対し、法人税の所得金額(課税所得)は、「益金」から「損金」を差し引いて求めますので、本質的には同じような計算をするのですが、この「利益」と「所得金額」は、通常一致しません。

これは、税法上の別段の定め(例えば、「交際費の損金不算入」というような定め)によって、決算上は費用になるが税務上は損金にならないもの(損金不算入の項目)や、収益になるが益金にはならないもの(益金不算入の項目)、収益にはならないが益金になるもの(益金算入の項目)、費用にはならないが損金となるもの(損金算入の項目)があるからなのです。

これらの関係を図示すると、次のようになります。

「利益」－(益金不算入・損金算入の項目)
＋(益金算入・損金不算入の項目)＝「所得金額」

つまり、「利益」と「所得金額」に差異が出るのは、①益金不算入の項目、②益金算入の項目、③損金不算入の項目、④損金算入の項目が、法人税の計算に設けられているからなのです。

